

## 重要事項説明書（介護予防支援版）

### 1 事業所の概要

法人名	社会福祉法人 敬和会
事業所名	居宅介護支援事業所 えまーぶる
所在地	厚木市中町3丁目11番4号 小島第10ビル4F
事業者指定番号	神奈川県 1472900966
管理者・連絡先	管理者 小林 成子 046-221-3025（代表）
サービス提供地域	厚木市、海老名市

### 2 事業所の職員体制等

職 種	人 員
管理者	1名
介護支援専門員	5名（常勤兼務 名、常勤専従 名、非常勤 名）

### 3 営業時間

区 分	平 日	土曜日
営業時間	8：30～17：30	8：30～17：30

\* 日曜日・年末年始（12/30～1/3）は休業となります。

### 4 サービスの内容

- (1) 事業者（介護予防支援事業者）は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。

- (2) 介護予防支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的提供されるよう努力いたします。
- (3) 介護予防支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないよう、公正中立に行います。
- (4) 介護予防支援にあたっては、要支援状態の軽減若しくは要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、他の保健・医療サービス又は福祉サービス等との連携に十分配慮いたします。
- (5) 介護予防支援にあたっては、介護予防の効果を最大限発揮できるよう、利用者の改善の可能性を実現するために適切なサービスを選択し、利用者の自立に向けた目標指向型の計画を策定します。
- (6) 介護予防支援にあたっては、介護予防の効果を最大限発揮できるよう、利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取り組みを支援すること、利用者の自立の可能性を最大限に引き出すことに努めます。

## 5 担当の介護支援専門員等

- (1) 担当する介護支援専門員は、次のとおりです。サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。
- (2) 担当する介護支援専門員を事業者側の事情により変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。

担当介護支援専門員 氏名： \_\_\_\_\_

連絡先（電話） 046-221-3025（代表）

## 6 利用者負担金

- (1) 介護予防支援については、介護保険から全額給付されるので利用者の負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（実費）の支払いが必要となります。

## 7 キャンセル等

- (1) 利用者がこの介護予防支援に係る訪問調査、介護予防サービスの契約の作成等のサービス提供をキャンセルし、又は中断する場合は、事前に次の連絡先（又は前記の介護支援専門員等の連絡先）までご連絡ください。

連絡先（電話）：046-221-3025（代表）

- (2) 介護予防サービス計画の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。
- (3) 利用者は、1週間以上の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます（契約書8条）。
- (4) サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

## 8 事故発生時の対応

ご利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。事業所は事故及び事故に際してとった処置について記録をします。

事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 9 秘密保持

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) 事業所は、利用者及びその家族の個人情報については個人情報使用同意書に記載するところにより必要最小限の範囲内で利用できるものとします。

## 10 相談窓口・苦情対応

◎サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当法人お客様相談コーナー	電話番号 046-221-9152 (代表)
	FAX番号 046-221-4067
	センター長 田中 由美子
	対応時間 8:30 ~ 17:30

◎ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

地域包括センター	:	電話番号 046- -
厚木市介護保険担当課	:	電話番号 046-225-2240
海老名市介護保険担当課	:	電話番号 046-235-4952
神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連）	:	電話番号 045-329-3447
〃	:	電話番号0570-022110《苦情専用》

## 11 従業員の研修

事業所は介護支援専門員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設ける物とし、また業務体制を整備します。

(1)採用時研修 採用時2か月以内

(2)継続研修 年2回

(※又は、介護支援専門員等の資質向上のために、研修の機会を提供するものとする。)

## 12 業務継続計画について

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

### 13 虐待防止の措置について

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催（年2回以上）
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施（年1回以上）
- (4) 専任担当者の配置                      虐待防止に関する担当者： 小林 成子

### 14 感染症の予防及び蔓延の防止について

e感染症の発生及び蔓延防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 感染症委員会の開催
- (2) 感染症及び蔓延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及び蔓延防止のための研修及び研修の実施
- (4) 専任担当者の配置                      感染防止に関する担当者 小林 成子

【 説明確認欄 】

介護予防支援契約の締結にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し、それに対して同意を得て、書面を交付しました。

年 月 日 事業者 所在地 厚木市中町 3-11-4小島第10ビル4F  
事業者名 居宅介護支援事業所 えまーぶる  
説明者 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面により、事業者から介護予防支援について重要事項の説明を受け、それに対して同意をし、書面の交付を受けました。

年 月 日 利用者 住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
代理人または立会人  
住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 印